

国家外貨管理局上海市分局

上海自由貿易試験区外貨管理改革試行実施細則 4.0 版を公布

リサーチ&アドバイザー部 中国ビジネスソリューション室

2019年7月10日、国家外貨管理局上海市分局は、『中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則（4.0版）』（上海匯発[2019]62号、以下『上海自貿区外貨4.0版』という）を公布しました。

1. 政策の背景

2018年11月7日、国務院は『自由貿易試験区の改革革新の深化を支援する若干の措置に関する通達』（国発[2018]38号）を公布し、自由貿易試験区の改革革新の深化を支援し、さらなる対外開放により、米中貿易摩擦の悪影響を抑制する構えを示しました。今回の『上海自貿区外貨4.0版』は、上記通達の外貨管理改革に関する要求を具体化したものであり、上海市の国際金融センター建設を推進する重要な措置です。

上海自貿区が2013年9月29日に設立されて以来、公布された外貨改革規定は下記図表1の通り：

【図表1】上海自貿区の外貨管理改革関連規定の沿革

No	日付	通達番号	タイトル
1.0	2014年2月28日	上海匯発[2014]26号	中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持する外貨管理実施細則の配布に関する通達
2.0	2015年12月17日	上海匯発[2015]145号	中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則（2.0版）
3.0	2018年1月2日	上海匯発[2018]1号	中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則（3.0版）
4.0	2019年7月10日	上海匯発[2019]62号	中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則（4.0版）

2. 本規定の主要内容

【図表2】『上海自貿外貨改革4.0版』の主要な革新試行内容

No	領域	主要内容
①	行政の簡素化 権限の委譲	1. 区内の主体は、国家外貨管理局の政務サービスサイトを通じて、下記業務についてオンライン申請、資料事前審査、随時照会が可能へ： ✓ 輸出入企業の名簿登録 ✓ 国内個人による国外上場会社のインセンティブ・ストック・オプション計画への参加 2. 区内企業の外債登記抹消手続きに関して、銀行での直接取扱いを許可し、企業の当該申請期限を撤廃
②	貿易と投資の利便化	1. 区内の資本項目における外貨収入の支払業務の利便化を許可

		<p>2. 区内非投資性外商投資企業が真実・コンプライアンスの前提の下、実際の投資規模に基づき、資本項目の外貨収入もしくは元転による人民元資金を国内持分投資に充当することを許可</p> <p>3. 「投注差」モデルによる外債調達を既に選択した区内企業に対し、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルによる外債調達への変更を許可（但し、当該変更後の再変更は不可）</p> <p>4. 企業のクロスボーダー融資の契約通貨、引出通貨、返済通貨を必ず一致させなければならない要求を緩和し、区内企業の引出通貨と返済通貨に関して、契約通貨との不一致を許可するが、引出通貨と返済通貨は必ず一致しなければならない</p>
③	本部経済の発展	<p>1. 区内企業が、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理業務を展開する場合の申請基準に関して、前年度の人民元・外貨の対外収支規模を1億米ドル超から5000万米ドル超に変更</p>
④	オフショア金融サービス	<p>1. 区内銀行は、法に基づき国外機構のためにトレードファイナンス貸付を取扱う場合、当該国外機構が債権銀行において開設する外貨 NRA 口座（非居住者口座）への外貨資金の入金を許可</p> <p>2. 区内銀行は、法に基づき国外機構に外貨貸付を実行する場合、外貨 NRA 口座における資金の質権設定を許可するが、債権銀行は貸付資金の国内使用を監督しなければならない</p>

以下では上記4領域の革新試行に対して具体的に説明します。

① 行政の簡素化・権限の委譲

1. 区内の主体は、国家外貨管理局の政務サービスサイト^{*1}を通じて、一部業務（輸出入企業名簿登記、国内個人による国外上場会社のインセンティブ・ストック・オプション計画への参加を含む）のオンライン申請、書類事前審査、随時照会を行うことができる

従来、区内の主体は関連規定に基づき^{*2}、(1) 輸出入企業名簿登記、(2) 国内個人による国外上場会社のインセンティブ・ストック・オプション計画への参加を行う際に、関連書類を持参して外貨管理局で手続を行わなければならないとしていました。

『上海自貿区外貨4.0版』では、区内の主体に国家外貨管理局の政務サービスサイトを通じて、**オンライン申請、書類事前審査、随時照会**を許可しました。

^{*1} 国家外貨管理局の政務サービスサイトのアドレス⇒ <http://zwfw.safe.gov.cn/asone>

^{*2} 関連規定とは

(1) 『貨物貿易外貨管理法規の関連問題に関する通知』（匯発[2012]38号）の付属文書1『貨物貿易外貨管理』第十一条第一項：「企業は、法に基づき対外貿易経営権を取得した後、関連書類を持参して、外貨管理局で名簿登記手続を行わなければならない。名簿企業の登記情報に変更が発生する場合、外貨管理局で登記変更手続を行わなければならない。企業は、経営中止もしくは対外貿易経営権が取り消される場合、外貨管理局で抹消登記手続を行わなければならない。」

(2) 『国内個人による国外上場会社のインセンティブ・ストック・オプション計画への関連問題に関する通達』（匯発[2012]7号）第三条：「国外代理機構は、下記書類を持参し、国家外貨管理局所在地分局もしくは外貨管理部（以下は「所在地外貨管理局」）という」で統一して国内個人による国外上場会社のインセンティブ・ストック・オプション計画の外貨登記を行わなければならない：…」

2. 区内企業の外債抹消登記業務に関して、銀行での直接取扱いを許可し、企業の当該手続きの期限を撤廃
従来、区内企業は関連規定に基づき^{*3}、外債抹消登記を行う際には、外貨管理局で行わなければならない、かつ期限は最終回の元利返済を行った日から1ヶ月以内とされていました。

『上海自貿区外貨4.0版』では、区内企業の外債抹消登記業務に関して、銀行での直接取り扱いを許可し、企業の当該手続き期限を撤廃しました。

※³ 関連規定とは

『外債登記管理弁法』（匯発[2012]38号）の付属文書2『外債登記管理オペレーションガイドライン』の「七、外債抹消登記」審査原則1：「非銀行債務者の外債未返済残高が0で、かつ再び引出が発生しない場合、最終回の元利返済を行った日から1ヶ月以内に、所在地外貨管理局において外債抹消登記を行わなければならない。」

② 貿易と投資の利便化

1. 区内の資本項目における外貨収入の支払業務の利便化を許可

2019年1月16日、国家外貨管理局上海市分局は、『中国（上海）自由貿易試験区における資本項目収入の元転支払に関する利便化試行の実施細則』（上海匯発[2019]7号、以下は「7号通達」という）を公布し、試行企業は資本項目における外貨収入の元転支払を行う際に、『資本項目外貨口座資金支払指示書』により、銀行で直接取扱うことができ、都度、取引真実性の証明資料を事前に提出しなくてよいとしています。

『上海自貿区外貨4.0版』では、上記をベースに、資本項目における外貨収入の範囲及び試行企業の条件を調整しました。

▶ 資本項目外貨収入範囲は

- (1) 外貨資本金、
- (2) 国内資産現金化口座内資金（新規追加）、
- (3) 国内再投資専用口座内資金（新規追加）、
- (4) 外貨外債資金、
- (5) 国外上場による戻入資金

▶ 試行企業の条件は、下記の通り緩和※⁴されました

- (1) 区内の非金融企業（不動産企業、政府融資プラットフォームを除く）、
- (2) 直近1年以内に外為行政処罰記録がない（設立して1年未満の企業は、設立日から外為行政処罰記録がない）
- (3) 貨物貿易外貨収支名簿内の企業である場合、その貨物貿易分類結果はA類でなければならない

※⁴ 条件の緩和とは

「7号通達」第三条、試行企業に「上海自貿区内に登録し、かつ直近2年以内に外為行政処罰の記録がなく、貨物貿易分類結果（ある場合）がA類の非金融企業（不動産企業、政府融資プラットフォームを除く）」

2. 区内非投資性外商投資企業が真実・コンプライアンスの前提の下、実際の投資規模に基づき、資本項目の外貨収入もしくは元転による人民元資金を国内持分投資に充当することを許可

従来、区内の非投資性外商投資企業は関連規定※⁵に基づき、国内で資本項目の外貨収入もしくは元転による人民元による持分投資を行ってはならないとされていました。

2019年3月29日、中国人民銀行貨幣政策二司が『一般性外商投資企業の資本金による国内再投資に関する関連規定の説明』を公布し、一般性外商投資企業による人民元資本金の国内再投資を開放しました。

『上海自貿区外貨4.0版』では、上記を踏まえ、さらに区内非投資性外商企業における資本項目の外貨収入もしくは元転による人民元による持分投資を開放しました。

企業類型	資本項目		国内債投資に充当可否
投資を主要業務とする外商投資企業 外商投資性公司 ✓ 外商投資性公司 ✓ 外商投資創業投資企業 ✓ 外商投資持分投資企業	外貨	資本金	○
		外債	
	人民幣元	資本金	
		外債	
上海自貿区内 非投資性外商投資企業	外貨	資本金	×⇒○ (今回) ※資本項目の外貨収入もしくは元転による人民幣元を含む
		外債	
	人民幣元	資本金	×⇒○ (2019年3月29日)
		外債	×

※⁵ 関連規定とは

- 『国内外貨振替管理暫定規定』([97] 匯管函字第 250 号) 第五条:「本規定の第六、七、八条に列挙される状況を除き、いかなる企業もしくは個人も国内において外貨建て決済を行ってはならず、金融機構はそのために外貨振替手続を取扱ってならない」
- 『資本項目外貨業務オペレーションガイドライン』(2017年版)の「6.6 国内再投資を受ける基本情報登記、変更」の審査原則第3条:「国内機構は、一般性外商投資企業(原則、その経営範囲において「投資」の文字を含んでおらず、外商投資性公司、外商投資創業投資企業及び外商投資持分投資企業等の投資を主要業務とする外商投資企業ではない企業)の人民幣元(直接元転による人民幣元もしくは元転支払待ち口座内の人民幣元を含む)の再投資資金もしくは持分譲渡の対価を受け取る場合、受取主体の登録地(主要資産の所在地)銀行において国内再投資基本情報登記を行い、合わせて元転支払待ち口座を開設した後、投資を実施した企業により実際投資規模に基づき元転による人民幣元資金を非投資主体が開設した元転支払待ち口座に振り替えないなければならない。」

- 既に「投注差」モデルによる外債調達を選定した区内企業に対し、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルによる外債調達への変更を許可(但し、当該変更後の再変更は不可)

従来、区内企業は関連規定^{※6}に基づき、外債契約届出を行う際に、「投注差」モデルもしくは「クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理」モデルを明確に選択しなければならず、確定した後に変更を行ってはならないとされていました。

『上海自貿区外貨 4.0 版』では、既に「投注差」モデルを選定して外債を調達する区内企業に対して、クロスボーダー融資マクロプルーデンスモデルによる外債調達への変更を許可しましたが、当該変更した後に再変更をしてはならないとしています。

※⁶ 関連規定とは

『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策 Q&A (第1期)』第1問:「外商投資企業は本政策 Q&A の発布後に初めて外債契約届出(登記)を行う際、所在地外貨管理局に書面届出報告を行い、その過渡期においては選定するクロスボーダー融資管理モデルを明確にしなければならない。マクロプルーデンス管理モデルを選定する場合、同時に直近1期の審査を経た純資産データを報告しなければならない。クロスボーダー融資管理モデルが確定した後に変更してはならない」。

- 企業のクロスボーダー融資の契約通貨、引出通貨、返済通貨を必ず一致させなければならない要求を緩和し、区内企業の引出通貨と返済通貨に関して、契約通貨との不一致を許可するが、引出通貨と返済通貨は必ず一致しなければならない

従来、区内企業は関連規定^{※7}に基づき外債を調達する際に、契約通貨、引出通貨、返済通貨を必ず一

致させなければなりませんでした。

『上海自貿区外貨 4.0 版』では、区内企業に対して引出通貨と返済通貨に関して、契約通貨の不一致を許可しますが、引出通貨と返済通貨は一致させなければならないと規制を緩和しました。

※7 関連規定とは

『中国人民銀行 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項に関する通知』(銀発[2017] 9 号) 第七条、「企業と金融機構のクロスボーダー融資における契約通貨、引出通貨、返済通貨は必ず一致しなければならない。」

③ 本部経済の発展

1. 区内企業が多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理業務を展開する場合の申請基準に関して、前年度の人民元・外貨の対外収支規模を1億米ドル超から5000万米ドル超に変更

従来、区内主体は『多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定』(匯発[2019]7号)第二章第(四)条に基づき、クロスボーダー資金プーリングの届出を申請する多国籍企業は、前年度人民元・外貨の対外収支規模は1億米ドルを超えなければならない(クロスボーダー資金集中運営業務に参加する国内メンバー企業が合計で計算)とされていました。

『上海自貿区外貨 4.0 版』では、上記の1億米ドル超という規模の要求を5000万米ドル超へ引き下げました。

④ オフショア金融サービス

1. 区内銀行は、法に基づき国外機構のためにトレードファイナンス貸付を取扱う場合、当該国外機構が債権銀行において開設する外貨 NRA 口座(非居住者口座)への外貨資金の入金を許可

外貨 NRA 口座に関する主要規定『国外機構の国内外貨口座管理の関連問題に関する通達』(匯総発[2009] 29号、以下は「29号通達」という)の中には、国外機構へのトレードファイナンス貸付の取扱いについて明確な規定がありません。しかしながら、実態としては、外貨 NRA 口座を通じて国外機構のためにトレードファイナンス貸付の実績のある金融機構はあります。

『上海自貿区外貨 4.0 版』では、外貨 NRA 口座を通じて国外機構のためにトレードファイナンス貸付を取扱うことを明確に許可しました。

2. 区内銀行は、法に基づき国外機構に対し外貨貸付を行う場合、外貨 NRA 口座における資金の質権設定を許可するが、債権銀行は貸付資金の国内使用を監督しなければならない

「29号通達」※8に基づき、銀行は外貨 NRA 口座内資金に質権設定し、国内機構のために貸付を行うことができますが、区外機構のために貸付を行うことについて明確には規定されていません。

『上海自貿区外貨 4.0 版』では、区内銀行が外貨 NRA 口座内資金に質権設定し、国外機構のために貸付を行うことを許可しましたが、債権銀行は貸付資金の国内使用を監督しなければなりません。

※8 関連規定とは

「29号通達」第九条、「国外機構の国内外貨口座の資金残高を、…、国内機構が国内銀行から借入を行うための質権担保とする場合、国内貸付に関する国外担保外貨管理の規定に基づき取り扱う。」

3. 企業への影響

『上海自貿区外貨 4.0 版』では、「一つの通達ですべての政策を理解できる」という市場の声に応え、関連改革措置は経常項目と資本項目、国内企業と国外企業、本部機構と一般企業について、いずれも触れています。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国家外汇管理局上海市分局关于印发《进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0版）》的通知</p> <p>上海汇发[2019]62号</p> <p>上海市各外汇指定银行：</p> <p>为进一步支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《国务院关于支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施的通知》（国发[2018]38号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，现就有关试验区外汇管理改革试点政策通知如下：</p> <p>一、放宽货物贸易电子单证审核条件。注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证。区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户或直接结汇进入人民币结算账户。</p> <p>二、允许区内符合条件的金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁时以外币形式收取租金。</p> <p>三、允许在区内试点实施资本项目外汇收入支付便利化业务，支持区内非投资性外商投资企业在真实、合规的前提下，按实际投资规模将资本项目外汇收入或结汇所得人民币资金依法用于境内股权投资。</p> <p>四、允许区内已确定选择“投注差”模式借用外债的企业，调整为以跨境融资宏观审慎管理模式借用外债，一经调整不得变更。</p>	<p>国家外貨管理局上海市分局 『中国（上海）自由貿易試験区の外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則（4.0版）』の配布に関する通達 上海匯發[2019]62号</p> <p>上海市各外貨指定銀行：</p> <p>中国（上海）自由貿易試験区（以下は「試験区」という）の建設をさらに支持し、『國務院による自由貿易試験区の改革革新の深化を支持する若干の措置に関する通達』（国發 [2018] 38号）等の文書の要求を具体化するために、国家外貨管理局の批准を経て、ここに試験区外貨管理試行関連政策について下記の通り通知する。</p> <p>一、貨物貿易の電子書類における審査条件を緩和する。所在地登録及び営業場所が区内にある銀行は、自主的に慎重に区内企業を選択し、その企業のために貨物貿易の外貨収支に関する電子書類審査を行うことができる。区内の貨物貿易管理分類等級がA類の企業は輸出入審査待口座を開設する必要がなく、貨物貿易外貨収入は直接經常項目の外貨口座もしくは直接元転して人民元決済口座に入金する。</p> <p>二、条件に合致する区内の金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社及び中資ファイナンスリース会社は、国内賃借人へファイナンスリースを行う場合、外貨でリース料を受け取ることを許可する。</p> <p>三、区内において、資本項目の外貨収入決済における利便化業務の試行を許可し、区内非投資性外商企業が真実・コンプライアンスの前提の下、実際の投資規模に基づく資本項目の外貨収入もしくは元転による人民元資金を、法に基づき国内持分投資に充当することを支持する。</p> <p>四、既に「投注差」モデルを選択して外債を調達した企業に対し、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルでの外債調達への変更を許可し、一旦変更したらその後変更してはならない。</p>

五、放宽企业跨境融资签约币种、提款币种、偿还币种必须一致的要求，允许区内企业提款、偿还币种与签约币种不一致，但提款币种和偿还币种应保持一致。

六、允许区内企业的外债注销登记业务由企业至银行直接办理，取消企业办理该业务的时间限定。

七、支持发展总部经济和结算中心，优化跨国公司跨境资金集中运营管理业务。

八、支持发展外汇市场业务。对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生品交易。允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇 NRA 账户）结汇业务。

九、切实防范跨境资金流动风险。外汇试点业务应当具有真实合法交易基础，不得使用虚假、无效的交易单证办理业务。银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。外汇局加强非现场监测与现场核查检查，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。

十、国家外汇管理局根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点开展情况，调整试点内容。

五、企業のクロスボーダー融資の契約通貨、引出通貨、返済通貨は必ず一致しなければならないとする要求を緩和し、区内企業の引出通貨、返済通貨と契約通貨の不一致を許可するが、引出通貨と返済通貨は必ず一致しなければならない。

六、区内企業の外債抹消登記業務について、企業が銀行で直接取扱うことを許可し、企業の当該業務の手続き時限を撤廃する。

七、本部経済及び決済センターを発展させ、多国籍企業のクロスボーダー資金集中运营管理業務を最適化させることを支持する。

八、外為市場業務の発展を支持する。国外機構が規定に基づき直物元転・外貨転取引を実施することができる場合、所在地登録かつ営業場所が区内にある銀行は、そのために人民元と外貨のデリバティブ商品取引を取扱うことができる。所在地登録かつ営業場所が区内にある銀行が国外企業のために、その国内外貨口座（外貨 NRA 口座）の元転業務を取扱うことを許可する。

九、クロスボーダー資金流動リスクを適切に防止する。外貨試行業務は真実で合法的な取引の基礎を有しなければならない、虚偽、無効の取引書類を使用した業務を取扱ってはならない。銀行は健全な内部統制制度を構築し、顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くすという業務実施三原則に基づき、全業務フローの真実性及びコンプライアンス性の審査メカニズムを最適化して業務を取扱い、データ及び異常・疑わしい情報の送付義務を厳格に履行しなければならない。外貨管理局はオフサイト・モニタリングと立入確認検査を強化し、外貨収支アラート指標体系を改善し、異常もしくは疑わしい状況に対してリスク提示を行う。国際収支に重大な不均衡が発生もしくは発生する可能性がある場合、外貨管理局は相応の臨時性管理制御措置を採用することができる。

十、国家外貨管理局は、国のマクロコントロール政策、外貨収支の情勢および試行の展開状況に基づき、試行内容を調整する。

本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局上海市分局反馈。

特此通知。

附件：进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0版）

国家外汇管理局上海市分局
2019年7月10日

进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0版）

第一章 总则

第一条 为进一步支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《国务院关于支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施的通知》（国发[2018]38号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，制定本实施细则。

第二条 试验区内银行（含注册在区内的银行以及办理区内业务的上海地区其他银行，下同）、境内外企业、非银行金融机构、个人（以下简称区内主体）适用本实施细则。

第三条 国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）具体负责监督管理试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、外汇登记、本外币数据统计检测等事项。

第四条 区内机构、个人应当按照本办法及相关规定办理外汇业务；按现行外汇管理规定，及时、准确、完整地向外汇局报送相关数据信息；主动报告异常或可疑情况，配合监督检查和调查。

银行应当建立健全内控制度，按照了解客

本通達は、発布の日より実施する。以前の規定と本通達が一致しない場合、本通達を基準とする。執行において問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局上海市分局へフィードバックすること。

特に通知する。

付属文書：中国（上海）自由貿易試験区の外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則（4.0版）

国家外貨管理局上海市分局
2019年7月10日

中国（上海）自由貿易試験区の外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則（4.0版）

第一章 総則

第一条 中国（上海）自由貿易試験区（以下は「試験区」という）の建設をさらに支持し、『国务院による自由貿易試験区の改革革新を支持する若干の措置に関する通達』（国発 [2018] 38号）等書類の要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、本実施細則を制定する。

第二条 試験区内の銀行（区内で登録している銀行及び区内で業務を取扱う上海地区のその他の銀行を含む、以下同じ）、国内外企業、非銀行金融機構、公人（以下は「区内主体」という）に本実施細則を適用する。

第三条 国家外貨管理局上海市分局（以下「外管局」という）は、試験区における外貨口座の開設、資金振替、元転・外貨転、外貨登記、人民元・外貨データ統計モニタリング等事項の監督管理に具体的な責任を負う。

第四条 区内機構、個人は本弁法及び関連規定に基づき外貨業務を取扱わなければならない。現行の外貨管理規定に基づき、遅滞なく、正確に、完全な状態で外貨局に関連データ情報を送付しなければならない。主体的に異常もしくは疑わしい状況を報告し、監督・検査及び調査に協力しなければならない。

銀行は健全な内部統制制度を構築し、顧客を理解

户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。

第五条 区内主体应通过账户办理本实施细则规定的外汇管理试点业务。试点业务应当具有真实合法的交易基础，不得使用虚假合同等单证或构造交易。

第六条 区内主体可通过国家外汇管理局政务服务网提供的部分行政许可业务（如进出口单位名录登记、境内个人参与境外上市公司股权激励计划登记）网上功能，进行在线申请、材料预审、实时查询。网站访问地址为国家外汇管理局“数字外管”平台

<http://zwfw.safe.gov.cn/asone>

国家外汇管理局政务服务网上办理系统。

第二章 经常项目业务

第七条 银行应在确保业务真实合规的基础上，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则办理经常项目购付汇、收结汇及划转等手续。对于资金性质不明确的业务，银行应要求办理的机构、个人主体进一步提供相关单证。服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。

第八条 注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证，具体条件如下：

（一）经办银行应具有完善的风险防范内部控制制度；具备接收、储存电子单证的技术平台或手

し、業務を理解し、審査の職責を尽くすという業務実施三原則に基づき、全業務フローの真実性及びコンプライアンス性の審査原理を改善し、業務を行い、データ及び異常・疑わしい情報の送付義務を厳格に履行しなければならない。

第五条 区内主体は口座を通じて本実施細則が規定する外貨管理試行業務を取扱わなければならない。試行業務は真実、合法的な取引基盤を有しなければならない。虚偽の契約等の書類の使用もしくは虚偽取引を行ってはならない。

第六条 区内主体は国家外貨管理局の政務サービスサイトが提供する一部の行政許可業務（例えば、輸出入企業名簿登記、国内個人による国外上場会社のインセンティブ・ストック・オプション計画への参加）のオンライン機能を通じ、オンライン申請、資料事前審査、随時照会を行うことができる。サイトの訪問アドレスは、国家外貨管理局「デジタル外貨管理」プラットフォーム <http://zwfw.safe.gov.cn/asone> という国家外貨管理局政務サービスオンライン取扱システムとなる。

第二章 經常項目業務

第七条 銀行は業務における真実・コンプライアンスの確保を基礎として、顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くすという業務実施三原則に基づき經常項目の外貨転・支払、外貨受取・元転及び振替等の手続を行わなければならない。資金の性質が不明確な業務に対して、銀行は手続を行う機構、個人の主体に対して、さらに関連書類の提出を要求しなければならない。サービス貿易等の対外支払はなお、規定に基づき税務届出表を提出しなければならない。

第八条 所在地登録及び営業場所が区内にある銀行は、自主的に慎重に区内企業を選択し、その企業のために貨物貿易の外貨収支を取扱う場合、電子書類の審査を行うことができ、具体的な条件は以下の通り：

（一）取扱銀行は、完備したリスク防止の内部統制制度を有しなければならない。電子書類を受け取り、

段，且相关技术能够保证传输、储存电子单证的完整性、安全性；如经办银行某年度的外汇业务合规与审慎经营评估（原银行执行外汇管理规定年度考核）结果为B-类及以下，自收到评估结果之日起三年内不得再为新客户以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支；经办银行未直接参与评估的，应以其上一级参与评估分行的评估结果为准。

（二）区内企业在经办银行办理外汇收支的合规性和信用记录良好；保证提交电子单证的真实、合法、完整，并具备发送、储存电子单证的技术条件；满足经办银行出于风险管控要求的其他条件。

（三）商业银行应采取必要的技术识别等手段，确保企业提交电子单证的唯一性，避免同一单证以及与其相应的纸质单证被重复使用。

第九条 区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户。对于《货物贸易外汇管理指引实施细则》第四十条规定的贸易外汇收支业务，A类企业未通过待核查账户办理的，仍需按照该条规定的单证进行办理。

区内货物贸易外汇管理分类等级为B类和C类的企业，应当按照现行货物贸易外汇管理规定办理相关外汇业务。

第十条 服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值5万美元以上的，按规定提交税务备案表。

第三章 资本项目业务

第十一条 区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租

保管・保存する技術プラットフォームもしくは手段を有し、かつ関連技術は転送、保管・保存する電子書類の完全性、安全性を確保しなければならない。取扱銀行がある年度の外貨業務コンプライアンス及び慎重経営の評価（銀行が従来実施していた外貨管理規定年度査定）の結果がB-及びそれ以下の場合、査定結果の受領日から3年以内に新規顧客のために電子書類を審査する方式で貨物貿易の外貨収支を取扱ってはならない。取扱銀行が直接、査定に参加していない場合、その上級の査定に参加した分行の査定結果を基準としなければならない。

（二）区内企業は、取扱銀行で行う外貨収支のコンプライアンス性及び信用記録が良好で、提出する電子書類が真実で、合法で、完全であることを保証し、並びに電子書類の転送、保管・保存の技術的条件を備え、取扱銀行がリスク管理・コントロールのために要求するその他の条件を満たすこと。

（三）商業銀行は、必要な技術的識別等の手段を採用し、企業が提出した電子書類の唯一性を確保し、同一書類及びそれに相応する紙ベースの書類が重複使用されることを避けなければならない。

第九条 区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は、輸出収入審査待ち口座を開設する必要がなく、貨物貿易の外貨収入は直接、經常項目外貨口座に入金することができる。『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』第40条が規定した貿易外貨収支業務について、A類企業は審査待ち口座を通じて手続を行っていない場合、当該条項が規定する書類に基づき取扱わなければならない。

区内の貨物貿易外貨管理分類がB類及びC類の企業は、現行の貨物貿易外貨管理規定に基づき関連する外貨業務を行わなければならない。

第十条 サービス貿易、収益及び經常移転等の対外支払が1件あたり5万米ドル相当以上の場合、規定に基づき税務届出表を提出する。

第三章 資本項目業務

第十一条 区内の金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社及び中資ファイナンスリース会

人办理融资租赁时,如果其用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身的国内外汇贷款或外币外债,可以外币形式收取租金(详细操作规程见附1)。

第十二条 允许在区内试点实施资本项目外汇收入支付便利化业务(详细操作规程见附件2)。

第十三条 允许区内非投资性外商投资企业在真实、合规的前提下,可按实际投资规模将资本项目外汇收入或结汇所得人民币资金依法用于境内股权投资。

第十四条 允许区内已确定选择“投注差”模式借用外债的企业,可调整为以跨境融资宏观审慎管理模式借用外债,一经调整不得变更。

第十五条 放宽企业跨境融资签约币种、提款币种、偿还币种必须一致的要求,允许区内企业提款币种和偿还币种与签约币种不一致,但提款币种和偿还币种应保持一致。

第十六条 允许区内企业的外债注销登记业务直接至银行办理,取消企业办理该业务的时间限定(详细操作规程见附件3)。

第四章 外汇市场业务

第十七条 具备人民币与外汇衍生品业务资格的银行,可以按照外汇管理规定为试验区相关业务提供人民币与外汇衍生产品服务。

对于境内机构按规定可开展即期结售汇交易的,注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。

社が、国内の賃借人へファイナンスリースを行う場合で、そのリース物件の購入に充当する資金の50%以上が国内外貨ローンもしくは外貨外債を原資する場合、外貨形式でリース料を受け取ることができる(詳細なオペレーション規定は添付1を参照)。

第十二条 区内において資本項目の外貨収入支払における利便化業務の試行を許可する(詳細なオペレーション規定は添付2を参照)。

第十三条 区内の非投資性外商投資企業が真実、コンプライアンスの前提の下、実際の投資規模に基づき、資本項目の外貨収入もしくは元転による人民元資金を法に基づき国内の持分投資に充当することができる。

第十四条 既に「投注差」モデルによる外債調達を選択した区内企業に対し、クロスボーダー融資マクロプルーデンスモデルによる外債調達への変更を許可するが、一旦変更した場合、再変更してはならない。

第十五条 企業のクロスボーダー融資の契約通貨、引出通貨、返済通貨は必ず一致しなければならない要求を緩和し、区内企業の引出通貨と返済通貨に関し契約通貨との不一致を許可するが、引出通貨と返済通貨は一致させなければならない。

第十六条 区内企業の外債抹消登記業務を直接銀行で行うこと許可し、企業の当該業務の取扱い次元を撤廃する(詳細なオペレーション規定は添付3を参照)。

第四章 外貨市場業務

第十七条 人民元と外貨デリバティブ商品業務の資格を備える銀行は、外貨管理規定に基づき、試験区における関連業務のために人民元と外貨デリバティブ商品サービスを提供することができる。

国内機構が規定に基づき直物元転・外貨転取引を実施する場合、登録所在地及び営業場所が区内にある銀行は、当該国内機構のために人民元と外貨デリバティブ商品取引を取扱うことができる。

衍生产品的具体范围和管理应符合现行外汇管理规定，纳入银行结售汇综合头寸管理（通过 FT 账户办理的除外），并按现行规定向外汇局报送相关数据。

第十八条 允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇 NRA 账户）结汇业务（详细操组规程见附 4）。

第十九条 区内银行依法为境外机构发放办理贸易融资贷款的，外汇资金可发放至该境外机构在债权银行开立的外汇 NRA 账户。区内银行应在符合现行管理规定的基础上，根据展业原则为境外机构办理该业务。

第二十条 区内银行依法向境外机构发放外汇贷款的，可以接受外汇 NRA 账户内资金作为质押，但债权银行应监督贷款资金在境内使用。

第五章 附则

第二十一条 区内企业开展跨国公司跨境资金集中运营管理业务，其上年度本外币国际收支规模由超过 1 亿美元调整为超过 5000 万美元，其余按照《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司跨境资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发 [2019]7 号）办理。

第二十二条 外汇局依法对试验区相关业务进行监管，开展非现场统计监测，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。

外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点业务开展情况，逐步完善和改进试点业务内容。

デリバティブ商品の具体的な範囲及び管理は現行の外貨管理規定に合致し、銀行の元転・外貨転総合ポジション管理に組み入れ（FT 口座を通じた取扱いを除く）、現行規定に基づき外貨局に関連データを送付しなければならない。

第十八条 登録所在地及び営業場所が区内にある銀行は、国外機構のためにその国内外貨口座（外貨 NRA 口座）での元転業務の取扱いを許可する（詳細なオペレーション規定は添付 4 を参照）。

第十九条 区内銀行は、法に基づき国外機構のためにトレードファイナンス貸付を行う場合、外貨資金は当該国外機構が債権銀行で開設した外貨 NRA 口座に入金することができる。区内銀行は、現行管理規定に合致する業務実施原則に基づき国外機構のために当該業務を取扱わなければならない。

第二十条 区内銀行は、法に基づき国外機構に外貨貸付を行う場合、外貨 NRA 口座内資金の質権設定を許可するが、債権銀行は貸付資金の国内使用を監督しなければならない。

第五章 附則

第二十一条 区内企業が多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理業務を展開する場合の申請基準に関して、前年度の人民元・外貨の対外収支規模を 1 億米ドル超から 5000 万米ドル超に変更し、その他は『国家外貨管理局 「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」 の印刷・配布に関する通達』（匯發 [2019] 7 号）に基づき取扱う。

第二十二条 外管局は、法に基づき試験区の関連業務に対して監督管理を行い、オフサイト統計モニタリングを行い、外貨収支アラート指標体系を改善し、異常もしくは疑わしい状況に対してリスク提示を行う。国際収支に重大な不均衡が発生もしくは発生する可能性があるとき、外貨局は相応の臨時性管理制御措置を採用することができる。

外管局は、国のマクロコントロール政策に基づき、外貨収支情勢及び試行業務の展開状況に応じて、徐々に試行業務の内容を改善することができる。

第二十三条 试验区办理试点政策业务的企业应留存相关业务材料，以备银行和外汇局事后监督检查。除另有规定外，机构、个人应留存充分证明所涉业务真实、合法的相关文件和单证（含电子单证）等5年备查。办理试验区内试点政策业务的银行应遵循行业自律要求深入进行尽职调查，依法办理业务，并加强事后监督。发现相关业务和办理主体存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。外汇局依法对试验区相关业务进行现场监督检查和调查。

第二十四条 机构、个人违规的，依法按照《中华人民共和国外汇管理条例》等进行处罚，并视情节暂停或取消相关主体办理本实施细则规定的相关业务。

第二十五条 本实施细则自发布之日起施行，未尽事宜按照现行外汇管理规定办理。《国家外汇管理局上海市分局关于印发〈进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则〉的通知》（上海汇发[2018]1号）同时废止。

附 1

试验区融资租赁外汇管理业务操作指引

一、允许融资租赁类公司融资租赁业务境内收取外币租金

（一）区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司（以下简称融资租赁类公司）办理融资租赁业务时，如用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债，可以在境内以外币形式收取租金。

第二十三条 試行政策業務を行う試験区における企業は関連の業務資料を保存し、銀行及び外貨局の事後監督検査に備えなければならない。別途規定がある場合を除き、機構、個人は係わる業務が真実・合法であることを十分に証明する関連文書及び書類（電子書類を含む）等を5年間保存して検査に備えなければならない。試験区内の試行政策業務を取扱う銀行は、業界の自主ルールを遵守して職責を尽くして調査を行い、法に基づき業務を取扱い、併せて事後監督を強化しなければならない。関連業務及び取扱主体に異常もしくは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。外管局は、法に基づき試験区の関連業務に対してオフライン検査及び調査をする。

第二十四条 機構、個人が規定に違反する場合、『中華人民共和国外貨管理条例』等の法令に基づき処罰し、併せて状況を見て関連主体が本実施細則に規定する関連業務を行うことを一時的に停止もしくは取消す。

第二十五条 本実施細則は、発布の日より施行し、定めがない事項は現行の外貨管理規定に基づき取扱う。『国家外貨管理局上海市分局「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則」の印刷・配布に関する通達』（上海匯發[2018]1号）は同時に廃止する。

添付文書 1

試験区におけるファイナンスリース外貨管理オペレーションガイドライン

一、ファイナンスリース会社のファイナンスリース業務において、国内で外貨リース料を受け取れることを許可する。

（一）区内金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社及び中資ファイナンスリース会社（以下、「ファイナンスリース類会社」という）がファイナンスリース業務を取扱う場合、そのリース物件の購入に用いる資金の50%以上が国内外貨借入もしくは外貨外債を原資とする場合、国内において外貨建てでリース料を受け取ることができる。

(二) 承租人凭出租人出具的支付外币租金通知书、能够证明“用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身国内外汇贷或外币外债”的证明文件等，到银行办理对出租人的租金购付汇手续。

(三) 区内融资租赁类公司收取的外币租金收入，可以进入自身按规定在银行开立的外汇账户（应划入其他资本项目专用账户）；超出偿还外币债务所需的部分，可直接在银行办理结汇。

(四) 融资租赁采用回租结构的，出租人可选择以外币或人民币形式向承租人支付租赁设备价款。承租人收取外币的，可以办理结汇。

二、便利融资租赁项目货款支付

(一) 允许区内融资租赁项目公司从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给承租人时，凭合同、商业单证等材料办理购付汇手续。

(二) 单证审核要求。

1、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入飞机并租赁给境内承租人的，凭国家发展改革委出具给航空公司的飞机购买或租赁批文、购买合同、商业单证等办理付汇手续。支付预付款时无法提供国家发展改革委批文的，可事后向银行补充提供。

2、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入船舶和大型设备并租赁给境内承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续。

3、区内融资租赁公司或其项目公司，从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境外承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续，外汇局可按照无关单外汇支付方式进行核查。

(二) 賃借人は、貸貸人が発行する外貨リース料支払通知書、「リース物件の購入に充当する資金の50%以上が国内外貨借入もしくは外貨外債を原資とする」ことの証明書類等により、銀行で貸貸人に対してリース料の外貨購入・支払を行う。

(三) 区内のファイナンスリース類会社が受け取る外貨リース料収入は、規定に基づき自社が銀行で開設した外貨口座（その他資本項目専用口座に振り替えなければならない）に入金することができ、外貨債務の返済資金を超える部分については、直接銀行で元転することができる。

(四) ファイナンスリースでリースバックスキームを採用する場合、貸貸人は外貨建もしくは人民元建を選択して賃借人にリース設備代金を支払うことができる。賃借人が外貨建で受け取る場合、元転することができる。

二、ファイナンスリースプロジェクトの貨物代金支払を利便化する。

(一) 区内のファイナンスリースプロジェクト会社が国外から航空機、船舶及び大型設備を購入し賃借人にリースする場合、契約や商業書類等の書類により外貨支払手続を行うことを許可する。

(二) 書類審査要求。

1. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、国外から航空機を購入して国内の賃借人にリースする場合、国家发展改革管理委員会が発行した航空会社の航空機購入もしくはリース批准文書、売買契約、商業書類等により外貨支払手続を行う。前払代金を支払う際に国家发展改革委員会の批准文書を提出できない場合、事後で銀行へ提出することができる。

2. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、国外から船舶及び大型設備を購入して国内の賃借人にリースする場合、購入契約、商業書類等により外貨支払手続を行う。

3. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、国外から航空機を購入して国外の賃借人にリースする場合、購入契約、商業書類等により外貨支払手続を行い、外貨局は通関申告書な

4、区内融资租赁公司或其项目公司支付预付货款后，须按规定通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行相应的企业报告。

5、付汇银行根据与境外签订的购买合同，办理对外支付手续时，若购买合同由联合购买人签订的，付汇银行根据合同办理融资租赁项目公司对外支付手续。

6、区内融资租赁公司或其项目公司购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境内承租人，依据相关规定收取外币租金。

（三）监测管理。融资租赁项目公司支付预付货款后，由付汇银行办理相应的台账登记，跟踪项目进境或转租境外的情况，并及时报告外汇局。

附 2

资本项目外汇收入支付便利化试点业务操作指引

一、区内符合条件的企业可试点资本项目外汇收入支付便利化业务。办理资本项目外汇收入用于境内支付使用时，可凭《资本项目外汇收入支付便利化试点业务支付命令函》（见附 2-1）直接在符合条件的银行办理，无需事前逐笔提交真实性证明材料。

前款所称资本项目外汇收入，包括外汇资本金、境内资产变现账户内资金、境内再投资专用账户内资金、外币外债资金和境外上市调回资金。

二、外汇局对资本项目外汇收入支付便利化试点业务实施宏观审慎管理。区内企业享受资本项目外汇收入支付便利化的额度为：企业资本项目收入发生额×宏观审慎系数。宏观审慎系数暂

しでの外貨支払方式による審査を行うことができる。

4. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、前払代金を支払った後、規定に基づき貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて適切に企業報告を行わなければならない。

5. 外貨支払銀行は、国外と締結した購入契約に基づき、対外支払手続を取扱う際に、購入契約が共同購入者により締結されている場合、外貨支払銀行は契約に基づきファイナンスリースプロジェクト会社の対外支払手続を行う。

6. 区内のファイナンスリース会社もしくはそのプロジェクト会社が、航空機、船舶及び大型設備を購入し、国内の賃借人にリースする場合、関連規定に基づき外貨リース料を受け取る。

（三）モニタリング管理。ファイナンスリースプロジェクト会社が前払代金を支払った後、外貨支払銀行より適切な台帳登記を行い、プロジェクトの入国もしくは国外へ転リースの状況を追跡し、併せて遅滞なく外貨局に報告する。

添付文書 2

資本項目外貨収支支払利便化試行業務オペレーションガイドライン

一、区内の条件に合致する企業は、資本項目における外貨収入の支払利便化業務を試行することができる。資本項目における外貨収入の支払を行う場合、『資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務支払指示書』（添付を参照）により条件に合致する銀行で直接行うことができ、その都度、事前に真实性証明書類を提出する必要がない。

前項でいう資本項目の外貨収入は、外貨資本金、国内資産現金化口座内資金、国内再投資専用口座内資金、外貨外債資金、及び国外上場による戻入資金等を含む。

二、外管局は、資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務に対して、マクロプルーデンス管理を実施する。区内企業は、資本項目における外貨収入の支払利便化の限度額：企業資本項目収入額×マ

定为1，外汇局可根据外汇收支形势适时对宏观审慎系数进行调节。宏观审慎系数小于1时，企业资本项目外汇收入中便利化额度外的部分，执行现行资本项目支付管理政策；如届时现行政策有所调整，执行调整后政策。

三、试点资本项目外汇收入支付便利化试点业务的企业应为区内的非金融企业（房地产企业、政府融资平台除外），并符合以下条件：

（一）近一年无外汇行政处罚记录（成立不满一年的企业，自成立之日起无外汇行政处罚记录）；

（二）如为货物贸易外汇收支名录内企业，其货物贸易分类结果应为A类。

四、经办资本项目外汇收入支付便利化试点业务银行应符合以下条件：

（一）已开通国家外汇管理局资本项目信息系统；

（二）上年度外汇业务合规与审慎经营评估（原银行执行外汇管理规定年度考核）结果为B类（不含B-）及以上（如有）；

（三）具有完善的内控制度和风险防范措施。

五、经办银行在办理资本项目外汇收入便利化试点业务时，应审核企业资质是否符合本规程第三条的规定，并按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.2版）〉的通知》（汇发[2019]1号）的要求，及时报送相关账户、境内划转、账户内结售汇等信息。结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“交易附言”栏中包含“CIPP”字样；账户内结汇后与除结汇待支付以外其他人民币账户之间的资金划转，应报送结汇信息，并在“结汇详细用途”栏中包含“CIPP”字样。

クロプルーデンス係数、とする。マクロプルーデンス係数は1に暫定し、外管局は外貨収支情勢に基づき、適時にマクロプルーデンス係数に対して調整を行う。マクロプルーデンス係数が1を下回る場合、企業資本項目外貨収入利便化の限度額外の部分について、現行資本項目支払管理政策を執行する。現行政策に調整がある場合、調整後の政策を執行する。

三、資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務の企業は、区内の非金融企業（不動産企業、政府融資プラットフォームを除く）でなければならず、併せて以下の条件を充足しなければならない。

（一）直近1年以内に外為行政处罚記録がない（設立して1年未満の企業は、設立日から外為行政处罚記録がない）

（二）貨物貿易外貨収支名簿内の企業である場合、その貨物貿易分類結果はA類でなければならない。

四、資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務を行う銀行は、以下の条件を充足しなければならない。

（一）既に国家外貨管理局資本項目情報システムを開通していること、

（二）前年度外貨業務コンプライアンス及びブルーデンス経営評価（銀行が従来執行した外貨管理規定年度査定）の結果がB類（B-を含まない）及びB類以上（もしある場合）であること、

（三）内部制御制度及びリスク防止措置を完備していること。

五、取扱銀行が資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務を取扱う際に、企業資質が本规程第三条の規定に合致するか否かを審査しなければならない。併せて『国家外貨管理局「金融機構外貨業務データ採取規範(1.2版)」の発布に関する通達』(匯發[2019]1号)の要求に基づき、遅滞なく関連口座、国内振替、口座内の元転・外貨転等の情報を報告しなければならない。元転支払待ち口座とその他人民元口座との間の資金振替は、国内受取・支払証憑を記入することにより国内振替情報を報告し、併せて「取引補足情報」欄に「CIPP」という文字を入れなければならない。口座内元転による人民元と元転支払待ち以外の人民元口座の間の振替は、元転情報を

六、经办银行应对所办理的资本项目外汇收入支付便利化试点业务进行事后抽查。抽查比例和频次可根据企业及业务风险状况确定，每季度抽查比例不低于支付总金额的 10%。经办银行发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。

七、经办银行应于每季度初 10 个工作日内向外汇局上报《资本项目外汇收入支付便利化试点业务季度报表》（见附 2-2）及《资本项目外汇收入支付便利化试点业务事后抽查情况表》（见附 2-3）。

附 2-1 [略]

附 2-2 [略]

附 2-3 [略]

附 3

非银行债务人外债注销登记业务操作指引

一、注册在区内且已办理外债登记业务的非银行金融机构、中资企业、外商投资企业（以下简称企业）已登记外债合同项下的未偿余额为零且不再发生提款的，在办妥最后一笔还本付息业务、关闭相关外债账户后，企业可向银行申请办理外债注销登记。

二、企业申请办理外债注销登记业务的，应向银行提交以下材料：

（一）外债注销登记业务申请书（见附 3-1）；

（二）《业务登记凭证》《境内机构外债签约情况表》（提供最新原件）；

（三）本笔外债对应外债账户的开户银行出具的已关闭账户证明（另有规定的除外）；

送付しなければならず、併せて「元転詳細用途」欄に「CIPP」という文字を入れなければならない。

六、取扱銀行は、取扱う資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務に対して事後の抜打検査を行わなければならない。抜打比率と頻度は企業及び業務リスクの状況に基づき確定することができ、四半期毎の抜打検査比率は、支払総額の 10%を下回ってはならない。取扱銀行は、異常もしくは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外貨局に報告しなければならない。

七、取扱銀行は、各四半期初の 10 営業日以内に外管局に対し、『資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務の報告書』（添付 2-2 を参照）及び『資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務に関する事後抜打状況表』（添付 2-3 を参照）を報告しなければならない。

添付 2-1 [略]

添付 2-2 [略]

添付 2-3 [略]

添付文書 3

非銀行債務者の外債抹消登記業務オペレーションガイドライン

一、区内に所在地登録し、かつ既に外債登記業務を取扱った非銀行金融機構、中資企業、外商投资企业（以下は「企業」という）は、登記済外債契約の下に未返済残高が 0 で、かつ再び引出されない場合、最終回の元利返済業務を行い、関連外債口座を閉鎖後、企業は銀行に外債抹消登記の取扱いを申請することができる。

二、企業は外債抹消登記業務の取扱いを申請する場合、銀行に以下の資料を提出しなければならない。

（一）外債抹消登記業務申請書（添付 3-1）

（二）『業務登記証憑』、『国内機構外債契約状況表』（最新の原本を提供）

（三）当該外債に対応する外債口座の口座開設銀行が発行した口座の閉鎖に関する証明（別途規定がある場合を除く）

(四) 针对前述材料的补充说明。

三、银行应核实企业提交的申请材料是否齐全，并核实企业对应外债合同项下外债提款、还本付息、外债账户关户等情况，依照《业务登记凭证》《境内机构外债签约情况表》在资本项目信息系统银行端查看该笔外债控制信息表，确认是否符合外债注销登记办理要求。经办银行发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。

对于企业提交材料不齐全的，银行应告知企业补充材料，在企业提供齐备且符合要求的材料后，银行方可为其办理外债注销登记业务。

银行审核通过后，应在资本项目信息系统办理注销手续，在企业《境内机构外债签约情况表》原件上标注“注销”字样并加盖银行业务印章后退还企业复印件，原件留存。

四、外汇局按季度对辖内银行办理上述业务情况进行非现场核查，视情况抽取部分银行就业务办理的合规性进行现场核查。

外汇局根据核查结果，视情况对涉嫌违规银行采取约见谈话、风险提示、通报批评、取消试点业务办理资格等后续管理措施。

(一) 对银行留存资料和系统操作不符合要求的，外汇局除责成其立即整改并纠正差错外，还可通过约谈方式督促银行加强外汇管理政策法规的学习和业务培训。

(二) 对于存在企业未关闭外债账户、未办妥最后一笔还本付息业务但却为企业办理外债登记注销业务的银行，外汇局向其发放风险提示函。在对银行外汇业务进行微观合规与宏观审慎评估时，外汇局将依据“关户不符合要求”的扣分标准，在银行“外债和对外担保业务合规性”项下进行扣分处理，每错1笔扣0.1分。

(四) 前記資料の補足説明

三、銀行は、企業が提出した申請資料が揃っているか否かを審査し、併せて企業の当該外債契約上の外債引出、元利返済、外債口座の閉鎖等の状況を確認し、『業務登記証憑』、『国内機構外債契約状況表』に基づき、資本項目情報システムの銀行端末において当該外債の操作情報表を照会し、外債抹消登記の取扱要求に合致するか否かを確認し、外管局に遅滞なく報告しなければならない。

企業の提出資料が揃っていない場合、銀行は企業に資料の補足を通知し、企業が提供した資料の不備がないようにし、かつ要求に合致した後、銀行は当該企業のために外債抹消登記業務を取扱うことができる。

銀行は審査を行った後、資本項目の情報システムにおいて外債抹消手続を実施し、企業の『国内機構外債契約状況表』の原本に「抹消」という文字を注記し、併せて銀行業務印鑑を押した後に企業へコピーを返却し、原本を保管しなければならない。

四、外管局は、四半期毎に、域内銀行における上記業務状況のオフサイト検査を行い、状況を見て一部銀行を抽出して取扱業務のコンプライアンス性についてオンサイト検査を行う。

外管局は検査結果に基づき、状況を見て規定違反の疑いのある銀行に対して予約面談、リスク提示、通報批評、試行業務取扱資格の取消等の後続管理措置を採取する。

(一) 保存資料及びシステム操作が要求に合致しない銀行に対し、外管局は直ちに整頓及び改正を要求する以外に、予約面談の方式を通じて銀行に外貨管理政策法律規定の勉強及び業務トレーニングの強化を督促することもできる。

(二) 外債口座を閉鎖していない企業、最終回の元利返済業務を遂行し、企業のために外債登記抹消業務を取扱う銀行に対して、外管局はリスク提示書を下す。銀行外貨業務に対してミクロのコンプライアンスとマクロプルーデンスの評価を行う際に、外管局は「口座閉鎖が要求に合致しない」という減点基準に基づき、銀行の「外債及び对外担保業務のコンプライアンス性」項目に対して減点処理し、1回

对于半年内上述两项所列差错累计出现超过3次的银行，外汇局在辖内对其差错情况进行通报批评；对于一年内上述两项所列差错累计出现超过6次的银行，外汇局应取消其本试点业务办理资格。

附 3-1 [略]

附 4

试验区境外机构境内外汇账户结汇业务操作指引

一、境外机构按规定在注册于区内的银行开立的外汇账户（即外汇 NRA 账户）内资金可以结汇。

二、结汇所得人民币资金应支付境内使用，不得划转境外或进入 FT 账户及人民币 NRA 账户等。

三、银行按照不落地结汇方式办理外汇 NRA 账户结汇。

（一）银行应通过银行内部账户办理结汇及支付，结汇及支付时可不审单。

（二）外汇资金原则上不落地结汇后2个工作日内划入收款银行账户，收款银行按规定审核收款方提供的经常项目或资本项目单证后办理资金入账。

（三）如收款银行审核后认为资金不合规无法入账或发生交易撤销引起退汇的，无论经常、资本项下交易，该笔人民币资金原路退回结汇银行，结汇银行应在收到款项当天通过不落地购汇后原路退回外汇 NRA 账户。

ごとの間違いに対して0.1点を減点する。

上記二項で示す誤りが、半年で累計3回を超える銀行に対して、外管局は域内においてその誤りの状況に対して通報批評を行う。一年以内に上記二項に列挙される誤りが累計で6回を超える銀行に対して、外管局は本試行業務の取扱資格を取消す。

添付 3-1 [略]

付属文書 4

試験区国外機構における国内外貨口座の元転業務に関するオペレーションガイドライン

一、国外機構は、規定に基づき区内に登録した銀行で開設した外貨口座（即ち、外貨 NRA 口座）内の資金を元転することができる。

二、元転による人民元資金は、国内での支払に使用しなければならず、国外へ振替もしくは FT 口座及び NRA 口座等へ入金を行ってはならない。

三、銀行は、口座入金しない元転方式に基づく外貨 NRA 口座の元転を取扱う。

（一）銀行は、銀行内部口座を通じて元転及び支払を行わなければならない、元転及び支払を行う際に書類審査を行わなくてよい。

（二）外貨資金は、原則、口座入金せず、元転後の2営業日以内に受取銀行の口座へ振替し、受取銀行は規定に基づき受取側が提供した経常項目もしくは資本項目の書類を審査した後、資金の入金手続を行う。

（三）受取銀行が審査後、資金がコンプライアンスに合致しないと判断した場合は入金できない、もしくは取引の取消が生じて外貨を返還する場合、経常項目、資本項目を問わず、当該人民元資金はもとのルートで元転銀行に返却し、元転銀行は金額を受け取った当日に、口座入金せず外貨転を行った後に、元のルートで外貨 NRA 口座へ返却しなければならない。

<p>(四) 退回过程中发生的货币转换损失或收益由境外机构（或境外机构与其交易对手协商）承担。</p> <p>(五) 根据《银行结售汇统计制度》（汇发[2006]42号），非居民机构办理结汇按照人民币资金用途确定统计项目的具体归属。</p> <p>四、银行为境外机构办理其外汇 NRA 账户结汇过程中发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。</p>	<p>(四) 返却の過程において生じる通貨転換の損失もしくは収益は、国外機構（もしくは国外機構とその取引相手の協議）が負う。</p> <p>(五) 『銀行の元転・外貨転統計制度』（匯発[2006]42号）に基づき、非居住者機構が行う元転は、人民元資金の用途に基づき統計項目の具体的な帰属を確定する。</p> <p>四、銀行は、国外機構のために、当該機構の外貨 NRA 口座で元転を取扱う過程において、異常もしくは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。</p>
--	--

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室